

【高野山大学】新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針

2020.12.09更新(ver.1.0.0)

警戒レベル	判断基準	授業 (講義・演習)	学生の課外活動	研究活動	図書館	学内会議	事務機能
0 通常	各拠点所在地での感染が収束している状態						
1 一部制限	学内での感染が発生していない 自治体から他府県移動の自粛要請	感染拡大に最大限の配慮をして、 対面授業、演習を行う	感染拡大に最大限の配慮をし て、一部の課外活動を許可する	感染拡大に最大限の配慮をして、研究活動を行うことが可 能	感染拡大に最大限の配慮をした上 で利用できる	感染拡大に最大限の配慮をして、 対面会議を行うが、オンライン参 加を推奨する	感染拡大に最大限の配慮をし、 通常通りの勤務を行う。
2 制限-小	学生・教職員が感染し学内での感染拡大のリス クが低い 自治体から他府県移動の自粛要請	感染拡大に最大限の配慮をして、 対面授業、演習を制限しつつ、遠 隔授業を中心に行う	感染拡大に最大限の配慮をし て、一部の課外活動を許可する	研究活動は続行できるが、感染拡大に最大限の配慮をしつ つ、学生・研究員は現場での滞在時間を減らし、可能な場 合は自宅で作業することを検討する	学外利用者は利用禁止とし、学内 利用者（学生・教職員）は感染拡 大に最大限の配慮をした上で利用 できる	対面会議は必要最小限とし、移せ るものからオンライン会議に移行 する	可能な場合は在宅勤務に移行 し、感染拡大防止を図る。
3 制限-中	学生・教職員が感染し学内での感染拡大のリス クが高い 自治体から行動規制を要請される	遠隔授業のみ	全面禁止	以下の研究スタッフ（事情によっては大学院生・研究員も 可）の研究室への立ち入りを許可する 1）中止することにより大きな研究の損失を被ることになる 2）進行中の研究を終了あるいは中断する業務に関わる研 究スタッフ	学外利用者・学生は利用禁止と し、事前申請により教職員は必要 最小限の利用ができる	オンライン会議のみ	現在進行中の重要な事務の維持 や、事務機能維持のために、必 要最低限の人員が出勤する。
4 構内活動の原 則停止	学内での感染拡大のリスクが極めて高い 自治体から休業を要請される	遠隔授業のみ	全面禁止	全面禁止	閉館	オンライン会議のみ	大学の運営上、緊急性の高い用 務のみ入構を許可します。

- \*この活動制限指針は、今後の状況に応じ、随時見直しを行います。
- \*この活動制限指針は、高野山キャンパス・難波サテライト共通とし、各キャンパスの警戒レベルの変更は、高野山大学危機管理委員会で協議し決定する。
- \*危機管理委員会の開催責任総務課の事務所にて感染者が発生した場合は、教務課・学生サポート課・総合学術機構のいずれかの主導で開催する。
- \*河内長野キャンパスは、別紙「高野山大学教育学部・千代田短期大学共有 活動制限指針」に基づき、千代田短期大学の警戒レベルに従うこととする。
- ・令和2年12月8日総務課作成、令和2年12月9日高野山大学危機管理委員会にて正式決定(ver.1.0.0)